

平成 26 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 駒澤 孝次  
(JASDAQ・コード2724)  
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 野 瀬 有 孝  
電 話 番 号 03-3289-6651 (代表)

## 当社に対する破産手続開始申立の棄却に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 2 日「当社に対する破産申立てに関するお知らせ」にて開示しました通り、合同会社エコより東京地方裁判所に破産手続開始申立がなされておりましたが、平成 26 年 7 月 1 日に破産手続開始申立が棄却され、その旨の通知を本日代理人より受理しましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 申立棄却に至った経緯

平成 26 年 5 月 2 日「当社に対する破産申立てに関するお知らせ」にて開示しました通り、当社は、合同会社エコに対し、2 億 5 千万円の和解金及び 5 千万円の違約金の支払いを行っておらず、さらに、平成 26 年 3 月期第 3 四半期決算短信では当社が債務超過状態であることから、合同会社エコが、当社に対する破産手続開始申立を東京地方裁判所に行っていました。

今般、東京地方裁判所は、当社が、上記和解金及び違約金以外の借入金及び未払金の一部を支払っており、さらに運転資金として残高を有していることから、当社が支払不能状態であるとは認められない、また、当社が増資を行ったことにより、債務超過が解消されたと認められ、現時点において債務超過に陥ったことを認めるに足る的確な証拠はないと判断し、破産原因をいずれも認めることはできないとの結論に至りました。

また、申立人の増資が払い込みの実体を欠く架空増資の疑いが濃厚であるとの主張に対して、当社の銀行預金口座に払い込み代金が払い込まれている事実が認められており、その現金が会社資産に組み入れられずにそのまま他に流出したなど、架空増資であったことをうかがわせる事情を認めることはできないとの判断から、申立人の主張が採用されることはありませんでした。

以上のことから、破産原因は認められず、申立棄却の決定がなされました。

#### 2. 申立者の概要

名	称	合同会社エコ
所	在	地 東京都港区南青山 2 丁目 2 番 8 号 DF ビルディング 5 階
代表者の役職・氏名		代表社員 松崎 弘和

※ 合同会社エコの代表者は露木千尋氏から松崎弘和氏に変更されております。

### 3. 申立棄却の内容

平成 26 年（フ）第 3 9 5 5 号 破産手続開始申立事件

平成 26 年 7 月 1 日 決定

本件申立てを棄却する。

申立費用は申立人の負担とする。

### 4. 今後の見通し

当社は、上記「1. 申立棄却に至った経緯」に記載いたしました合同会社エコに対する 2 億 5 千万円の和解金及び 5 千万円の違約金について、平成 26 年 4 月 25 日「訴訟の経過及び特別損失発生の見込みに関するお知らせ」にて開示しました通り、支払いを行う可能性があります。しかしながら、現在行われている合同会社エコと主債務者の裁判の結果によっては、連帯債務についての和解金 2 億 5 千万円自体が消滅することとなり、同時に違約金 5 千万円も消滅いたします。当社は、平成 26 年 4 月 8 日「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示した請求異議訴訟を継続しており、主債務者と合同会社エコとの裁判の結果によって支払の有無が確定いたしますので、今後新たな動きがあり次第お知らせいたします。

当社は、不当な破産手続開始申立てによって、多大な信用失墜と営業活動が妨げられたことから相当な損害を被ることとなりました。当社は、合同会社エコに対し、損害賠償請求を行う等の対応を考えております。

なお、今後、新たな開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上